

札幌中央基署発 0804 第 2 号
札幌東基署発 0804 第 1 号
令和 8 年 8 月 4 日

関 係 各 位

札幌中央労働基準監督署長
(公 印 省 略)

札幌東労働基準監督署長
(公 印 省 略)

労働災害防止対策の徹底について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、札幌中央労働基準監督署及び札幌東労働基準監督署管内の 6 月末における労働災害発生状況は、建設業において死傷災害が 93 件、死亡災害が 4 件と死亡災害は昨年 1 年間の件数と同数に達するなど、いずれも増加傾向にあります。

この様な中、7 月に入ってから建築工事業において死亡災害が発生しており、これから産業活動が活発化する中、更なる災害発生が懸念されるところです。

建設業において本年発生した死亡災害を見ますと、高所作業における要求性能墜落制止用器具（安全帯）の不使用や保護帽の不適切な着用等が認められているところです。

つきましては、貴団体におかれましても下記事項に留意の上、傘下会員事業場における労働災害防止対策の一層の徹底について、周知、指導いただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 日々の打合せ等において、作業手順や安全設備の設置状況について、関係請負人及び元方事業者が共通認識を持つとともに、職長及び責任者が、決められた作業手順の遵守や安全設備の適切な設置等により安全作業を徹するよう安全管理を行うこと。

また、元方事業者においては、巡視等により、関係請負人の作業状況を確認し、問題が認められた時は必要な指導を行うこと。

- 2 労働者に要求性能墜落制止用器具（安全帯）を使用させるときは、装着状況の確認とともに親綱や堅牢な固定物にフックを確実に掛けさせること。

また、保護帽の着用にあたっては、あご紐を確実に締める等、保護具の適正使用について周知徹底を図ること。

【担当】札幌中央労働基準監督署安全衛生課

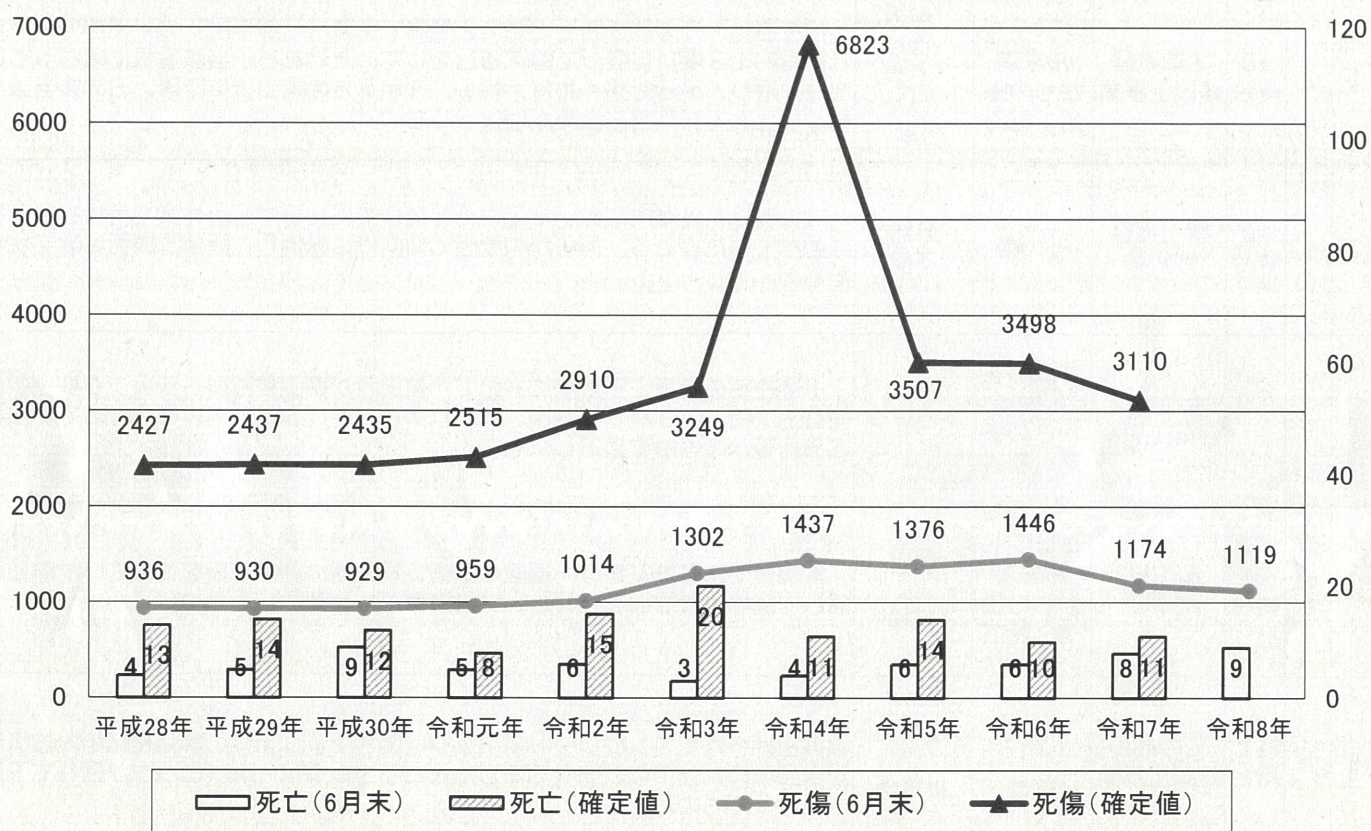
TEL 011-737-1192

札幌東労働基準監督署安全衛生課

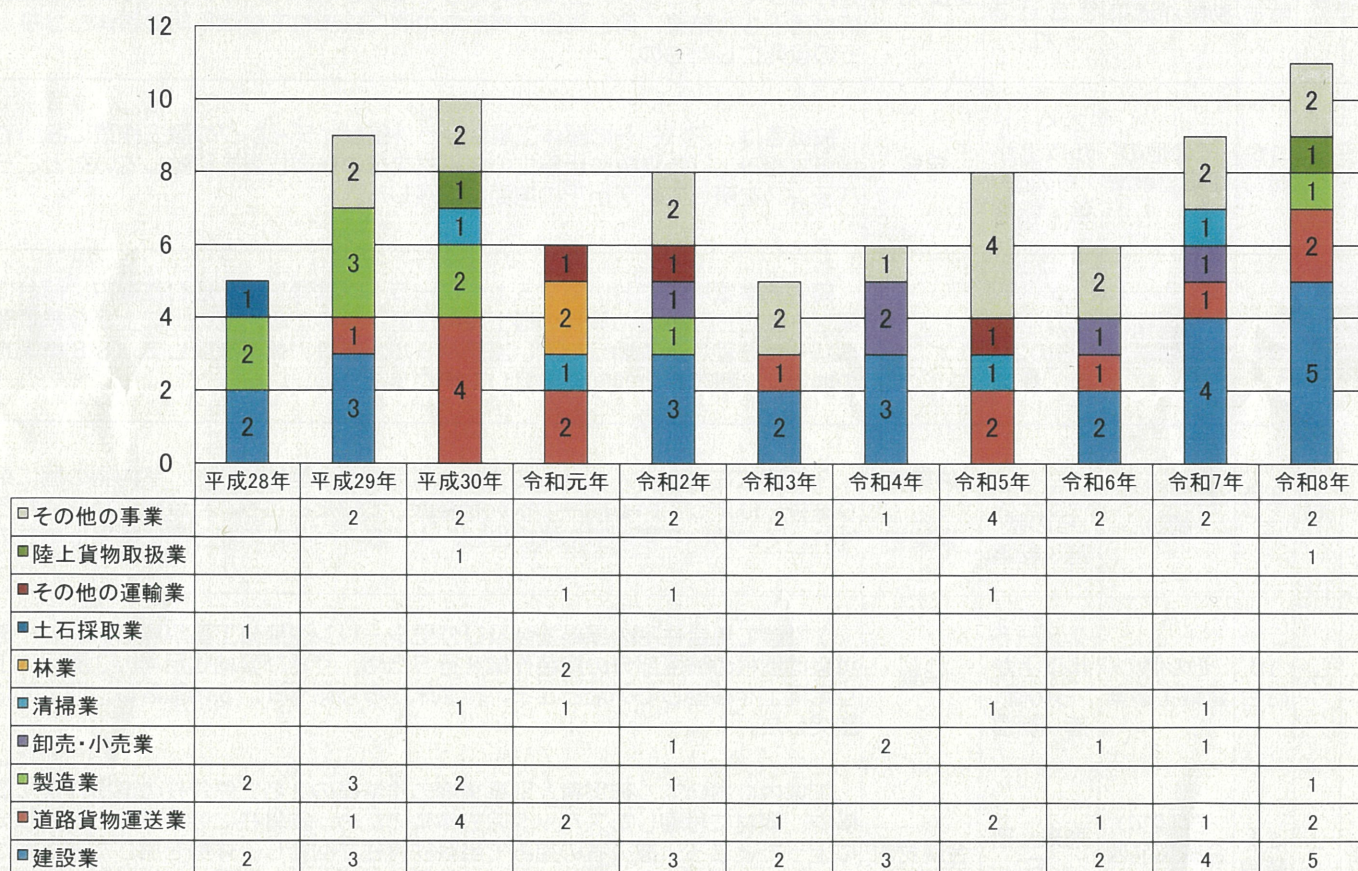
TEL 011-894 2816

札幌中央・札幌東労働基準監督署管内の労働災害発生状況

1 労働災害の推移（全産業、6月末）



2 死亡労働災害の推移（業種別、7月末）



死亡労働災害発生状況（裏面）↵

3 死亡労働災害発生状況（全産業）

No.	発生月	時刻	業種	事故の型	起因物	災害発生概況
1	2	10時台	木造家屋建設工事業	2メートル未満からの墜落・転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	被災者は、その他3名とともに2階建て倉庫（一部平屋）の平屋部分の屋根（傾斜約13度）に登って雪下ろしをしていたところ、当該屋根に積もっていた雪が滑り、足元をすくわれ、約1.5m下方の雪山上に墜落、その後当該屋根から落ちてきた雪に全身が埋まったもの。
2	2	10時台	陸上貨物取扱業	その他	分類不能	被災者は、倉庫内において荷物の保管作業に従事中、手作業で荷物を保管棚に並べていたところ、何らかの原因で仰向けに転倒し、頭部を床面に激突させたもの。
3	3	9時台	木造家屋建築工事業	2メートル未満からの墜落・転落	トラック	木造住宅の新築工事現場において、被災者が車両積載型トラッククレーンの荷台上（荷台高さ約0.8m、あおり高さ約0.5m）で作業を行っていたところ何等かの理由で墜落したもの。
4	3	21時台	警備業	2メートル未満からの墜落・転落	階段、棧橋	警備員である被災者は、巡回のため、建物内の非常階段を下りていた際に転落して踊場付近で額を強打し、頸椎損傷のため死亡したもの。
5	4	11時台	その他の建築工事業	崩壊、倒壊	建築物、構築物	ブロック塀の解体工事現場において、間知ブロック（高さ1.0m）の上に積み上げられたコンクリートブロック（高さ1.3m）の解体作業中、被災者が当該塀の補強用の鉄筋を切断したところコンクリートブロックが倒れて下敷きとなったもの。
6	4	10時台	一般貨物自動車運送業	はさまれ、巻き込まれ	玉掛用具	被災者は、荷主先の屋外に設置された天井クレーンを用いてトラックに長さ7,900mm、直径914.4mm、重量約2.1tの鋼管を運搬する作業を行っていたところ、玉掛用具として使用していたスリングベルトが切断し、荷が落下した結果、荷と周囲の構造物の間に挟まれて意識不明の重体となり、その後死亡したもの。
7	5	16時台	その他の建築工事業	2メートル以上からの墜落・転落	足場	被災者は、アパートの解体工事に伴う外壁サイディングの撤去作業において、鋼管で組み上げた飛散防止養生の水平材を伝い作業位置を移動していたところ、バランスを崩して約7m下の地面に墜落した。
8	6	11時台	一般貨物自動車運送業	2メートル以上からの墜落・転落	トラック	荷主先事業場内において25tトレーラーへ鉄骨を積み込む作業中、荷台に載せられた三段積みの鉄骨の最上段の位置調整のため、荷の上に上がり鉄骨間へバールを差し込み煽った際、当該バールが抜け、体勢を崩し2.88m下方の地上部へ墜落し、頭部を強打して死亡したもの。
9	6	8時台	社会福祉施設	2メートル以上からの墜落・転落	建築物、構築物	3階建て在宅型老人ホームの2階の利用者の一室において、窓内側の棚に乗り窓枠にはまっている網戸の状況を確認していたところ、当該網戸が窓枠から外れ、その勢いで窓外部に飛び出し、4.87m下方の地上部に墜落したもの。
10	7	10時台	その他の建築工事業	2メートル以上からの墜落・転落	足場	2階建て集合住宅の屋根塗装及び外壁シーリング補修工事現場において、被災者は屋根の破風部分の塗装作業を行うため、くさび緊結式足場の3層目に上り足場上を移動していたところ、作業床から外側へ5.5m墜落し、地上部に激突した。
11	7	14時台	その他の金属製品製造業	飛来、落下	金属材料	工場内において、被災者と別事業場の作業員の2名で鉄骨柱の溶接作業に従事中、鋼材に付着したスパッタ除去作業のため、鉄骨柱に溶接されたH鋼部分に上ったところ、被災者の重みで当該鉄骨柱が回転し、体勢を崩した被災者が1.35m下の床面へ墜落、さらに鉄骨柱が架台から落下して被災者に激突したもの。